

令和2年度第8回佐倉市農業委員会総会会議録

1 期日 令和2年10月9日（金）午後 14時30分開会

2 場所 佐倉市役所1号館6階第2会議室

3 出席委員（15名）

1番	林 重 孝	2番	羽根井 直 子
3番	鈴木 孝 徳	4番	三 須 健 行
5番	梅 澤 孝 雄	6番	三 門 増 雄
7番	江 川 昌 子	8番	長 澤 正 昭
9番	足 立 正 道	10番	山 崎 宏
11番	兼 坂 仁	12番	牛 玖 良 一
13番	眞 野 文 雄	14番	石 渡 文 久
15番	石 田 和 久（議長）		

4 欠席委員（0名）

5 議事日程

第1 会期の決定

第2 会議録署名人の選任

第3 議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 令和2年度第7次農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 檜 垣 幸 夫

主査補 飯 田 啓 市

主任主事 今 川 大 輔

◎開 会

午後 14時30分開議

○事務局長

それでは、皆様お揃いのようなので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、定刻の少し前ですが、ただ今より、令和2年度第8回農業委員会総会を開催させていただきます。

新型コロナウイルス感染症予防対策としまして、本日の総会は、マスク等の着用をお願いいたします。

それでは、諸般の報告をさせていただきます。次回の総会でございますが、11月6日（金）に開催を予定していますので、よろしくお願いいたします。

次に、令和2年文化の日千葉県功労者表彰について報告させていただきます。農林水産功労の功績によりまして、三門 増雄 委員の表彰が決定されましたのでご報告いたします。大変おめでとうございます。

なお、今回は新型コロナウイルス感染症拡大防止等への配慮により通常11月3日が授賞式なのですが、この開催は中止とのことでありますので、表彰状等が届きましたら改めて、石田会長より伝達する予定でございます。なお、10月下旬には新聞等、報道機関等に発表予定とのことであります。

次に、先月の総会議案でありました■■■■■■■■の農産物栽培施設につきましては、千葉県農業会議による9月11日（金）の現地調査会、同じく16日（水）開催の常設審議委員会でも許可相当の審議結果でありまして、先月28日付で、千葉県から許可書が送付されております。

なお、常設審議委員会では、■■■■■■■■■■■■■■■■■■の車両置場用地も許可相当の審議結果であり、同様の許可となっております。

本日の総会の後に、耕作放棄地の現地調査の説明をさせていただきます。

以上でございます。

○議長 それでは、会議を始めます。

只今の出席委員は15名で、佐倉市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数以上に達しております。

よって、令和2年度第8回総会は成立いたしましたので、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

○議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

- 議長 異議は、ないものと認めます。
よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎会議録署名人の選任

- 議長 日程第2、会議録署名人の選任についてを議題といたします。お諮りいたします。
会議録署名人の選任につきましては、議長から指名させて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

- 議長 異議は、ないものと認めます。それでは、議長から指名いたします。
議席番号、7番「江川 昌子委員」議席番号、8番「長澤 正昭委員」を、会議録署名人に指名いたします。

◎議案の上程

- 議長 日程第3、議案を上程いたします。
本日の上程議案は、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 令和2年度第7次農用地利用集積計画の決定について
議案第4号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
以上、4議案でございます。
それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。
事務局の説明をお願いします。
事務局長。

———（事務局説明）———

◎議案第1号の説明

- 事務局長
議案につきまして、ご説明申し上げます。
総会議案の1ページをお願いいたします。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地法第3条の規定による許可について審議を求めるものでございます。
表の第1項につきましては、権利者は自作地の近隣で耕作に便利のため、義務者

は権利者からの要望のため、売買により、所有権の移転をしようとするものでございます。

その許可要件についてご説明します。

議案第1号の許可要件調査書をご覧ください。

全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件につきましては、調査書のとおりであり、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第1号について事務局より説明がありましたが、第1項の実態調査については、三門委員より調査報告をお願いいたします。

————（三門委員報告）————

○三門委員 議席番号6番三門です。議案第1号第1項の調査報告をいたします。

義務者の■■■■さんは、相続により農地を取得し自分では耕作しておらず、近隣の営農組合に耕作をお願いしていました。

権利者の■■■さんは、申請地の近隣を耕作しており、近隣を耕作している■さんに、購入してほしい旨打診したところ、自作地の近隣で耕作に便利な為、購入する事となったそうです。

問題は無いと思われますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ありがとうございます。

それでは審議を行います。

何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

————（発言者なし）————

○議長 ないようですので、これより採決をいたします、第1項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

————（賛成者挙手）————

○議長 挙手全員であります。

よって、第1項は、許可と決しました。

続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

事務局の説明をお願いします。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。また、発言の際は、議長の許可を得てから、お願いいたします。

———（申請人説明）———

○申請人 今回、農地転用の申請をいたしました、■■■■と申します。よろしくお願いいたします。

私は現在、■■■■の方に、住居と駐車場を、借りて、大工職人として、仕事をしております。

近隣に、作業資材、作業道具等を、保管する場所を探していたところ、申請地が見つかりました。

申請地には、作業に使用する、道具とか、材料で、木材、ベニヤ板、塩ビパイプ、雨どい等の資材を置く予定でございます。

以上、簡単ではございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。鈴木委員

○鈴木委員 議席番号3番鈴木です。志津地区を担当しております。よろしくお願いいたします。該当の農地を先日、現地確認をして来ました。かなり前の道も狭く、普通車ではアクセスが難しい場所だと思うのですが、どのような車を利用されるのでしょうか。

○議長 申請人

○申請人 今、私が使用しているのはスズキのエブリイという軽自動車のバンでございます。今後、軽トラックも購入する予定でございます。基本的に、使用する車両は、軽自動車でございます。

○議長 鈴木委員よろしいでしょうか。

○鈴木委員 後、現地確認の際に、隣接の住人の方と、お話をしたのですが、資材置場となる事をご存知なかったらしく、騒音に関して心配されていたので、その辺は気を付けていただきたいと思います。

○議長 申請人

○申請人 基本的には置場所として利用するもので、場合によっては、製材をする

事もあると思いますが、その場合、時間等、常識の範囲内で、考慮して行いたいと思っております。以上でございます。

○議長 鈴木委員よろしいでしょうか。

○鈴木委員 はい。

○議長 他に何かありますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。採決にあたって、何かありますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第2号第1項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号第1項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第2号第2項及び第3項の申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。また、発言の際は、議長の許可を得てから、お願いいたします。

———（申請人説明）———

○申請人 お世話になります。今回、農地の一時転用申請をいたしました、■■■■■

議案第2号第2項及び第3項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号第2項及び第3項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第3号、令和2年度第7次農用地利用集積計画の決定について、議案第4号の農用地利用配分計画（案）に対する意見については関連する案件ですので、一括審議とさせていただきます。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局長。

———（事務局説明）———

◎議案第3号の説明

○事務局長

議案第3号 令和2年度第7次農用地利用集積計画の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を決定するにあたり、佐倉市長より農用地利用集積計画（案）の提出があったので、審議を求めるものでございます。

利用権の種類といたしましては、

使用貸借権の設定23件、66筆、地積73,645㎡、賃貸借権の設定、7件、11筆、地積21,007㎡でございます。

詳細でございますが、議案の4ページ～10ページをお願いいたします。

申請番号1番・2番・29番は、農業経営安定のため、3番～23番については、農業経営規模拡大のため、24番・25番については、現在、■■■■を中心に農業経営を行っている農業法人が、佐倉市へ新規参入のため、26番については、農地中間管理事業活用のため、27番・28番については、新規就農するため、期間は、5年～10年間を設定しようとするものでございます。

いずれも利用権を設定する土地、設定内容の詳細など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

続きまして、議案の11ページ～13ページをお願いいたします。

議案第4号 農用地利用配分計画（案）に対する意見につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見を求めるもので、農地中間管理機構から、市内の1農業者が、■■■の畑2筆、合計1,210㎡の農地を借りうけるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしているものと思われま

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第3号及び議案第4号について事務局より説明がありましたが、本件については、計画の作成者である佐倉市農政課を呼んであります。農政課職員を入場させて下さい。

————（農政課着席）————

○議長 農政課の職員は、ご苦労様です。
自己紹介をお願いいたします。

————（農政課春田あいさつ）————

○農政課 春田 産業振興課農政課、春田と申します。よろしくをお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

それでは、議案第3号申請番号27番及び28番については、新規就農者の申請で、申請人を呼んであります。

申請人を出場させてください。

————（申請人着席）————

○議長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。

————（申請人説明）————

○申請人 私は、■■■と申します。よろしくをお願いいたします。新規就農として申請しています。19年の4月から、■■■■の■■■■■に半年のコースで、勉強しました。卒業してから、今年の8月まで、■■■■■■■という所で、野菜の作り方を、指導していただきました。今後、葉物野菜を中心に作りたいと思っています。■■■の方の畑で、実際、栽培研修をしておりました。キャベツとか、なす、ピーマン等を栽培していました。将来的には、色々な野菜を試してみ、スーパー、直売所、インターネット等を利用して、販売して行こうと考えております。以上でございます。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。林委員

○林委員 議席番号1番、林です。今、お住まいは■■■みたいですが、借家ですか。また、佐倉を就農地として選んだ理由をお聞かせ下さい。

○議長 申請人

○申請人 ■■■は購入した家です。これからずっと住んで行きたいと思っています。子供の頃から、野菜作りが夢だったのですが、中々チャンスがなく、こちらに引っ越してから、親の紹介で、野菜作りをしたいため、■■■■■に入学して、勉強しました。

○林委員 佐倉を選んだ理由をお聞かせ下さい。

○議長 申請人、佐倉市を選んだ理由をお願いします。

○申請人 こちらに住んでいるからです。

○議長 林委員、よろしいでしょうか。

○林委員 はい。

○議長 他に何かありませんか。三門委員

○三門委員 議席番号6番、三門です。日本に住んで、どの位になるのですか。

○議長 申請人

○申請人 今年で、17年になります。

○議長 三門委員

○三門委員 国籍は、日本なのですか。

○議長 申請人

○申請人 今は、まだ、変わっていません。私の旦那が、国籍の取得の申請をしており、その後、私も行う予定です。

○議長 三門委員、よろしいでしょうか。

○三門委員 はい。

○議長 他に何かありませんか。眞野委員

○眞野委員 議席番号13番、眞野です。私、■■■の近くに住んでいるのですが、間違っていたらすいません。■■の信号の辺りで、農産物を販売してませんか。

○議長 申請人

○申請人 少し出しています。

○議長 眞野委員、よろしいでしょうか。

○眞野委員 はい。

○議長 他に何かございますか。江川委員。

○江川委員 議席番号7番、江川です。私、■■に住んでいます。■■■に向かって行って、太陽光発電施設の脇の、荒れていた土地を整備されていた方でしょうか。

○議長 申請人

○申請人 違います。

○議長 江川委員

○江川委員 違いますか。失礼しました。私は、■■で露地野菜を栽培しております。何かありましたら、よろしくをお願いします。

○申請人 よろしくをお願いします。

○議長 他に何かございませんか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 他に何かご質問がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、農政課の職員は退席をお願いします。

農政課の職員が退席しましたので、これより採決をいたします。

先に、議案第3号申請番号27番及び28番について、承認とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、申請番号27番及び28番は、承認と決しました。

○議長 続きまして、議案第3号申請番号1番～26番及び29番について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、申請番号1番～26番及び29番は原案のとおり決定と決しました。

続きまして、議案第4号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、原案のとおり決定と決しました。

○議長 以上をもちまして、本日ご提案をいたしました議案につきまして、審議が終了いたしました。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

続きまして、事務局から報告事項をお願いいたします。

———（事務局長報告）———

◎報告事項の説明

○事務局長 報告事項について、申し上げます。

それでは、議案の14ページをお願いいたします。

農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

専用住宅用地としようとするもの1件、1筆、老人ホーム住宅用地としようとするもの1件、3筆でございます。

次に、15ページ～16ページをお願いいたします。

農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

専用住宅用地としようとするもの4件、4筆、長屋住宅用地としようとするもの1件、1筆、駐車場用地としようとするもの2件、4筆、資材置場用地としようとするもの1件、1筆でございます。

次に、17ページをお願いいたします。

地目変更登記に係る法務局からの照会についてでございます。

雑種地として地目変更申請のあったもの、3件、4筆、原野として地目変更申請のあったもの、1件、3筆でございます。

次に、18ページ及び19ページをお願いいたします。

利用権の中途解約に係る通知書についてでございます。

利用権設定期間存続中でございますが、地主、借主、双方の合意の基、解約をしたもの、26件72筆でございます。

次に、20ページをお願いいたします。

農地法第18条第6項の合意による解約についてでございます。

地主、借主、双方の合意の基、解約をしたもの、2件4筆でございます。

次に、21ページをお願いいたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出書についてでございます。

相続による届出、4件、17筆でございます。

次に、22ページをお願いいたします。

農地法施行規則第29条第13項に関する農地法制限除外の届出書についてでございます。

携帯電話の基地局を設置するもの2件、2筆でございます。

報告事項につきましては、以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

以上をもちまして、令和2年度第8回農業委員会総会を閉会いたします。

=== 会 議 終 結 ===